

○茨城県立医療大学体育館使用要項

〔平成7年4月6日〕
第1回教授会

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学施設等管理規程（平成7年医療大訓第18号）第13条の規定により、茨城県立医療大学（以下「本学」という。）の体育館（以下「体育館」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2条 体育館は、本学の体育の授業に使用するほか、次に掲げる目的に使用することができる。

- (1) 本学の学生の課外活動
- (2) 本学の学生・教職員の行う行事
- (3) その他施設管理責任者（事務局長）が特に許可したもの

(使用時間)

第3条 体育館を使用できる時間は、原則として午前8時から午後9時までとする。

(使用の手続き)

第4条 体育館を使用しようとする者は、使用しようとする日の7日前までに施設等使用願を施設管理責任者に提出し、その許可を得なければならない。

(留意事項)

第5条 体育館の使用にあたっては、室内外の清潔の保持、整理・整頓に心がけ、特に火災及び盗難の予防に留意しなければならない。

- 2 使用が終了したときは、施設を原状に復して返還しなければならない。
- 3 施設管理責任者及び施設管理者の指示に従わなければならない。

(使用の取消し)

第6条 体育館の使用を許可した後、体育の授業及び行事等のため体育館を使用する必要が生じたとき、又は使用許可を受けた者が使用許可の条件等に違反したときは、施設管理責任者は使用の途中であっても、当該使用許可を取消することができる。

(損害賠償)

第7条 体育館を使用する者は、故意又は重大な過失により建物、設備及び備品等を破損し、又は滅失した場合は、施設管理責任者の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、体育館の使用に関し必要な事項は、施設管理責任者が別に定める。

付 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。